

2019年10月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 個人破産について
- 有限責任事業組合について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.67



エバー総合法律事務所

**1** 個人破産とは、法人破産に対して個人の方が破産手続を行う場合に使われる言葉です。支払ができないという状態（「支払不能」と言います）にあることが個人破産の要件ですが、法人の場合と大きく異なる点の一つにはそれに続く免責許可制度がある点です。法人の場合には破産の目的は清算であり、手続が終了すれば法人は消滅しますが、個人の場合には清算だけでなく、再生も必要になります。免責許可制度は、俗な言い方をすればやり直しのために借金を帳消しにする制度です。「破産」という言葉にはマイナスのイメージを思い浮かべる方も多いと思いますが、「再生」のためのやり直しの制度でもあることをご存知いただきたいと思います。今回はそのような点から破産を取り上げることとしました。

## 2 破産手続について

### (1) 申立について

申立によって破産手続が開始するためには、既に述べたように「支払不能」の状態にあることが必要です。この状態の判定にあたって債務額や収支の状況について明確な基準があるわけではありません。申立てた人の収入や財産と債務額との関係から裁判官が判断することになります。実務的な感覚から述べると、例えば通常の男性の会社員で、特に資産がない場合などは、債務額の合計で300万円くらいが破産手続開始が認められる最低ラインではないかと思われれます。もちろん、病気があったり、家族が多いなど個々的な状況で違ってきます。

申立に際しては、収入、支出、財産状況、破産に至った経緯などについて裁判所に報告する必要があります。債務の発生状況についても同様です。

### (2) 手続進行について

破産手続が開始した場合、破産手続の進行については、破産管財人が就く場合と、破産管財人が就任せず開始と同時に破産手続が終わる（廃止）場合があります。破産管財人が就くか就かないかで終了するまでの時間も違いますし、また裁判所に納める予納金の額など手続上も様々な点が異なります。破産管財人についてはまた別の機会にご紹介します。今回は、破産手続開始と同時に廃止する場合の説明に止めます。廃止事案か管財人事案かの選別について、裁判所の現在の多くの運用は少額の管財事件としては20万円に相当する資産を有するか否かという点が一つの目安となっています。厳密には資産の内容や破産事件の内容によっても異なってきますので弁

護士にご相談ください。

### (3) メリット・デメリットについて

個人破産の最大のメリットは免責許可制度によって借金帳消しになるということであり、やり直しができるということです。もちろんすべての場合で免責になるわけではないので、この点については後ほど説明します。

一方デメリットは何でしょうか。たまたま戸籍に破産の事実が記載されるのではないかと心配される方がおられますが、そのようなことはありません。通常考えられる多くのケースでは、金融機関絡みの破産が多いので破産の事実を金融機関の情報登録機関で共有する（いわゆる「ブラックリスト」）ということがあります。後々借入れをしたいと思った場合に影響することがあるかもしれませんが、新規融資については個々の金融機関でその際の収支等状況を踏まえて判断するのであまり先々のことを心配しすぎてもしょうがないともいえます。また制度として、破産手続開始した後免責許可が下りない場合に市役所で身分証明書を取得した場合に破産の事実が載るということがありますが、免責許可が下りれば載ることはありませんし、この身分証明書が必要なケースは成年後見人や公務員など特別な場合に限定されますので通常はあまり影響はありません。また官報に公告がされますが、これを見る方も一部の方に限定されますのであまり日常生活に影響を受けることはありません。

## 3 免責許可手続について

破産手続に伴って免責許可についての調査がされますが、問題がなければ免責となります。ただ、免責されない債務もあります。税金や罰金、故意又は重大な過失によって加えた生命又は身体を害することによる賠償債務、婚姻費用分担債務など免責できない債務があります。また、免責対象債務だとしても、債権者を害するために財産を隠匿・損壊したり、浪費や博打、裁判所などへの説明を拒んだり嘘の説明をしたりなど、法定の事由に該当する場合には免責が不許可となります。ただ、形式的に免責不許可事由に該当したとしても裁量で免責になる場合もあり、またそれも難しい場合には個人再生手続によって再生を目指すという方法もあるので、お悩みの方はまず弁護士にご相談ください。



# 有限責任事業組合について

**1** 事業を行う場合、株式会社、合同会社（VOL56で紹介しています。バックナンバーは当事務所のホームページに掲載しています）などの会社法上の法人を設立する場合がありますが、事業内容によっては個人や法人で組合組織を用いることもあるかと思えます。民法上の組合は出資の限度に止まらず責任を負う可能性があります。責任を有限とする事業組合（Limited Liability Partnership 「LLP」と略称されます。以下「組合」と言います。）について平成17年8月1日に法律が施行され、様々な事業形態として利用されています。今回はこの有限責任事業組合について紹介したいと思います。

## 2 メリットや特色について

### (1) 有限責任制について

一番のメリットとしては、有限責任ということであり、出資者は出資の限度でしか責任を負わないということです。事業にはリスクが伴います。その意味では株式会社と同様に出資の限度でしか責任を負わないというのは重要なポイントです。

なお、株式会社と同様に、悪意又は重大な過失によって第三者に損害を及ぼした場合には出資の範囲を超えて責任が及ぶことはありますのでこの点ご注意ください。

### (2) 内部自治の柔軟性について

株式会社の場合には取締役会や監査役などの法定の機関の設置が必要とされています。これに対して、組合は機関が法定されていません。組合事業に関するチェックについての取り決めは組合契約で柔軟に決めることができます。

また、利益や権限の配分も出資金額の比率に拘束されずに定めることができます。出資者の能力や知的財産などを加味しながら決定できます。

### (3) 業務執行について

基本的に出資者全員で業務を決定することになりますが、法定された重要事項以外は組合契約で総意による

ことを要しないと定めることもできますし、一部の業務について一部の組合員や第三者に委任することもできます。株式会社のような機関がないので業務執行も迅速な対応が可能になります。

### (4) 課税について

法人課税はなく、出資者個人への直接課税となります。

### (5) 債権者保護の規定の整備について

組合は法人ではありませんが、第三者保護のため登記が必要です。また、債権者は組合の財務諸表や組合契約書について開示を求めることができます。

### (6) 設立について

2人から設立が可能ですが、株式会社のような厳格な設立手続や定款認証などの行為も不要なので、設立費用は安く済みます。また、設立も短期間で可能です。

## 3 具体例について

政令で事業化できない場合が定められています。例えば、弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士などのいわゆる「士業」と言われる事業、宝くじや賭博などに関する事業が禁じられています。逆にいえばそれ以外の広範な事業について組合として事業化できるといえます。経済産業省のホームページで紹介されているケースでも、例えばエネルギーの安定供給に関して工場団地の企業が組合を結成したり、物流インフラや交通輸送について事業化されたものも紹介されています。他の情報ではさっぽろ雪まつりや若手経営者の営業や設計の負担分担の事業化なども紹介されています。収益性が大きくなる場合には法人課税の適用を受ける法人化を検討する必要がありますが、それまでには至らない場合には、簡便かつ柔軟なこの制度の運用も選択肢としてご検討されればよろしいかと思えます。具体的な事業化についてお悩みの方はご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2019年10月23日(水)、10月29日(火)、11月6日(水)、11月14日(木)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

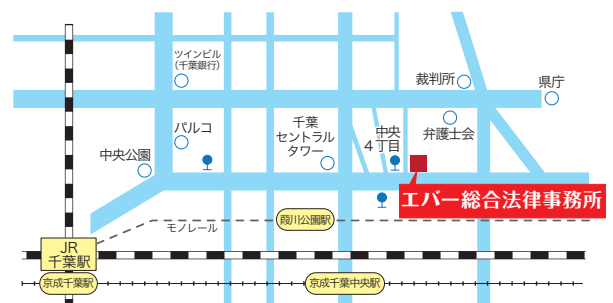
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。